

広島県告示第千百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和二年十二月十日までの間、縦覧に供する。

令和二年十一月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
三原市大和町和本三四四一番一地从先から 三原市大和町和本三四五六番一地从先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	九一・〇〇〇	八五・五〇〇	
	九二・六〇〇	九五・〇〇〇	
	九五・〇〇		備考
	九一・〇〇〇		備考